

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ

第79回国民スポーツ大会

2025



# サッカー競技会



JAPAN GAMES

2025 10/3 - 10/7  
FRI. TUE.

会場

- 守山市 野洲川歴史公園サッカー場ビッグレイク
- 大津市 皇子山総合運動公園陸上競技場
- 伊香立公園芝生グラウンド
- 東近江市 東近江市総合運動公園布引陸上競技場
- 京セラ株式会社滋賀東近江工場総合グラウンド
- 東近江市能登川グラウンド
- 甲賀市 甲賀市水口スポーツの森陸上競技場



公益財団法人  
日本スポーツ協会

主催

公益財団法人日本スポーツ協会、  
文部科学省、滋賀県、  
公益財団法人日本サッカー協会、  
守山市、大津市、東近江市

協力

甲賀市

## 国民スポーツ大会



国民スポーツ大会(国スポ)は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会です。

都道府県対抗で行われる正式競技・特別競技・公開競技のほか、年齢・性別・障害のあるなしを問わず、誰もが参加することができるデモンストラーションスポーツが実施されます。

## 第79回国民スポーツ大会

### 大会愛称

## わたSHIGA輝く国スポ

選手、ボランティアをはじめ、滋賀県で開催するこの大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

### 大会スローガン

## 湖国の感動 未来へつなぐ

「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、この大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いが込められています。

### 大会マスコットキャラクター

琵琶湖に生息する固有種「ビワコオオナマズ」をモチーフにしたキャラクターです。



#### ■ キャッフィー

どんくさいわりにチャレンジ精神が旺盛で何事にも一生懸命。子ども好きで人を楽しませることが大好きです。



#### ■ チャッフィー

「キャッフィー」の幼なじみで、昔から仲の良い友達です。泳ぐことは得意ですが、陸のスポーツは少し苦手です。「キャッフィー」に教えてもらっています。

「キャッフィー」と「チャッフィー」を合わせて「キャッチ」。人の心をキャッチする、という意味が込められています。





あいさつ

公益財団法人  
日本スポーツ協会

会長 えん どう とし あき  
遠 藤 利 明

約 400 万年の歴史を持つ日本最大で最古の湖である琵琶湖を中心に雄大な風景が広がり、古くから日本の文化や経済の先進地として栄えたここ滋賀県において、第 79 回国民スポーツ大会が開催されますことは、誠に喜ばしい限りです。大会愛称である「わた SHIGA 輝く国スポ」のとおり、大会に関わる全ての方々が主役となり、光り輝くことができる大会となることを願っております。スポーツは、目標に向かっての努力と達成感、そして観戦する人をワクワクさせ、楽しく、心を動かすものであるからこそ、人々を、社会を元気にする力を持ちます。

本年 6 月、14 年ぶりに改正されたスポーツ基本法では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」に加え、「集まる」「つながる」として明示されています。厳しい予選を勝ち抜き、郷土の代表として集まったアスリートの皆様には、フェアプレーを通じて友情を深め、つながり、スポーツが楽しいものであることを体現いただき、開催地の皆様とも交流を深め、全国にスポーツの力と滋賀県の魅力を発信する伝道者になっていただければ幸いです。

さて、昭和 21(1946)年にスタートした「国民体育大会」は、昨年から「国民スポーツ大会」へ名称を変えて新たなスタートを切るなど、大きな変革期にあります。

日本スポーツ協会では、本年 3 月、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」から示された「提言」に基づき、国民の皆様がこれまで以上にワクワクし持続可能な魅力ある大会となるよう、様々な改革に取り組んでいくこととしています。

結びに、本大会の開催にあたり、長年諸準備にご尽力いただきました、地元滋賀県をはじめ関係の皆様方のご支援、ご協力に対し心から深く感謝申し上げます。



あいさつ

文部科学大臣

あべ としこ子

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、ここ滋賀県において第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」が盛大に開催されますことを、誠に喜ばしく存じます。

滋賀県は、日本最大の湖である「琵琶湖」、四季折々の表情を見せる「伊吹山」等、美しく彩りある豊かな自然の魅力にあふれ、世界文化遺産である「比叡山延暦寺」や国宝「彦根城」等、歴史と文化が息づく県です。

昭和56年のびわこ国体以来44年ぶりの滋賀県での開催となり、「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに、県全域を舞台に熱戦が繰り広げられます。

また、本大会は、様々な場面で環境に配慮した取組を行い、スポーツの力を活用し、持続可能な社会づくりに貢献していくすばらしい大会となっています。

「わた SHIGA 輝く国スポ」が、国民に夢と感動、連帯感を共有できる大会、また、開催地である滋賀県の活性化に資する大会となりますことを心から願っております。

郷土の代表として参加される選手の皆さんが、これまで積み重ねてこられた練習の成果を思う存分発揮され、我が国の国際競技力の向上が図られるとともに、この機会に全国の仲間や滋賀県民の皆さんとの交流の輪を広げられ、思い出に残る大会となりますことを期待しております。

昨年度は、パリオリンピック・パラリンピック競技大会が、今年度は東京2025世界陸上競技選手権大会、第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国民のスポーツへの関心はますます高まっているところです。

文部科学省としましても、アスリートや子供たちの活動の機会を確保し、スポーツの持つ力やすばらしさが社会の活力につながるよう関係の皆様と一丸となって取組を進めてまいります。

結びに、「わた SHIGA 輝く国スポ」の開催に当たり御尽力いただいた地元滋賀県、会場となる各市町をはじめとする関係の皆様への御支援、御協力に対し、心から敬意と感謝の意を表しまして、御挨拶といたします。(令和7年7月31日)



あいさつ

公益財団法人  
日本サッカー協会

会長 みやもと 宮本 つねやす 恒靖

「わた SHIGA 輝く国スポ」の開催を心からお喜び申し上げます。

本大会は、終戦から1年経過した1946年に始まり、戦後のスポーツの復興と国民の健康増進、地域スポーツの振興に寄与してきました。サッカー競技は第1回大会から行われ、79年の歴史の中で成年女子の部の創設や少年男子のU-16化など改革を図りながら発展してきました。2022年の第77回からは少年女子（U-16）の部がスタート。成年男子と同女子はそれぞれ隔年開催となりましたが、男女U-16世代の活躍の場ができたことによってU-12年代から成人に至るまで途切れなく選手の育成・強化が図られるようになりました。

第79回となる今大会では、全種別において「再交代」が導入されます。これは、成人男子が1チーム15人、少年男子・女子がそれぞれ16人と、日本サッカー協会（JFA）主催の各全国大会に比べて交代要員が少なく、チームによってはその条件下で最大5連戦を戦うことになることから、少しでも良いコンディションで試合に臨めるよう配慮されたものです。交代でベンチに戻っても再度出場のチャンスを得られることから、チャレンジングなプレーが見られるのではないかと考えています。例年に勝るとも劣らない高レベルなゲームが展開されることを期待したいと思います。

国スポに関しては昨年6月、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」が設置され、魅力ある持続可能な大会の実現に向けて協議を重ね、今年3月に提言が示されました。今後は日本スポーツ協会（JSP0）が具体的な取り組みを進めていくこととなります。国スポのレガシーを継承しながらも開催地の自治体や各競技団体、何より選手らにとって価値ある大会に進化していくことを願っています。

最後になりましたが、本大会開催にあたってご尽力をいただきました大会実行委員会の皆さま、滋賀県の各自治体、滋賀県サッカー協会、関係団体・企業、ボランティアの皆さまに心からの敬意と感謝の意を表します。



## 歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
実行委員会会長

滋賀県知事 み か づき たい ぞう  
三日月大造

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国から選手・役員の皆様をはじめ多くの方々をお迎えし、ここ滋賀県において「わた SHIGA 輝く国スポ」を開催できますことは、この上ない喜びであり、県民を代表して心から歓迎申し上げます。また、本大会の開催にあたり多大な御支援と御協力を賜りました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

本大会は、「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれることを目指しています。

大会における共生社会の実現に向けた取組や環境配慮の実践、さらには心のこもったおもてなしなど、長年培ってきた滋賀ならではの視点により、みんなが輝く大会にしてまいりたいと考えております。

本県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。是非、滋賀のリズムに触れていただき、心のリズムを整え、本県での滞在を楽しんでください。

選手の皆様方におかれましては、日頃の練習の成果を存分に発揮されますとともに、地域をこえた交流に触れ、本大会を思い出に残る素晴らしい大会にさせていただきたいと存じます。

結びに、本大会に関わる皆様の御健勝と御多幸を心から祈念申し上げ、歓迎のことばといたします。



### 歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
守山市実行委員会会長

守山市長 もり 森 なか 中 たか 高 ふみ 史

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」のサッカー競技（少年男子）が、この守山市において、全国各地から選手、監督および大会関係者の皆さまをお迎えし、盛大に開催できることは大変喜ばしく、守山市民を代表いたしまして、心から歓迎申し上げます。

本市において、正式競技はサッカー、バレーボール、ソフトボール、軟式野球の4競技を実施いたしますが、大会の成功と来場者の皆さまに心を込めた最高のおもてなしをお届けできるよう、これまで市全体で一丸となって準備を進めてまいりました。

本大会が選手の皆様にとって、日頃の練習の成果と、鍛え上げられた力と技を存分に発揮する機会になるとともに、選手同士の交流や絆が生まれ、全ての来場者の皆様にとって心に残る大会となりますことを願っております。

守山市では、『誰もが』『どこでも』『いつまでも』レッツスポーツ！～『健康元気なまち』をめざして～』をスローガンとして掲げ、子どもの外遊びの推進や働き世代・子育て世代の運動習慣づくり、高齢者の生きがいづくり等に力を入れております。

また、春は桜、夏はホタル、秋はコスモス、冬は菜の花といった自然環境に恵まれたのどかな田園都市で、かつて中山道の宿場町として栄えた街並みが現在も残っています。特に滋賀県が誇る琵琶湖の眺望が素晴らしく、第2なぎさ公園には「琵琶湖サイクリストの聖地碑」や「BIWAKO モニュメント」があり、ナショナルサイクルルートにも指定されている琵琶湖一周サイクリング「ピワイチ」の定番の記念撮影スポットとなっております。他にも自然豊かな公園や農産物直売所「おうみんち」、温浴施設など多数の観光施設がございますので、この機会には是非お立ち寄りください。

結びに、本大会の開催にあたり多大なるご尽力を賜りました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本大会の成功と選手の皆様のご健闘を祈念いたします。



## 歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
大津市実行委員会会長

大津市長 佐藤 健 司

わたSHIGA輝く国スポ「第79回国民スポーツ大会 サッカー競技会」が、大津市にて盛大に開催できますことを大変嬉しく思います。全国各地より参加される選手・監督、大会関係者の皆様をはじめ、大津市にお越しいただく方々を、市民を代表して心から歓迎申し上げます。

わたSHIGA輝く国スポ「第79回国民スポーツ大会」は、昭和56年の「びわこ国体」以来、44年ぶりに滋賀県での開催となります。大津市では、選手の皆様が最大のパフォーマンスを発揮できるように会場の準備を整えるとともに、応援のぼり旗などの会場装飾づくりや地元食材を盛り込んだ「OTSU国スポこだわり弁当」の献立づくり、市内にちりばめられた歓迎装飾など大津市民をあげたおもてなしでお迎えできるように取り組んでまいりました。

また、各会場では、ボランティアによる大津の銘菓などのふるまいのほか、特に子どもたちが様々なスポーツに興味を持ってもらえるように、選手の皆様の競技を観戦することに加え、競技体験などの企画も準備いたしました。スポーツの素晴らしさを体現・体感し、皆様の記憶に残るような大会となりますことを、心より願っております。

さて、琵琶湖の恵みと比良・比叡の山々の緑に囲まれた大津市は、紫式部ゆかりの地である石山寺や三井寺、世界遺産比叡山延暦寺などの自然と歴史が調和した、豊かな文化が息づく地域です。今年には琵琶湖疏水施設が国宝・重要文化財に、坂本城跡が国史跡にそれぞれ指定されるなど、改めてその魅力が注目されています。また、近江牛や文化庁の「100年フード」の認定を受けた大津のうなぎなどの滋賀県・大津市の特産品や郷土料理に加え、琵琶湖でのクルーズなどのアクティビティもお楽しみください。

結びに、本大会の開催にご尽力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、選手の皆様のご健闘を祈念申し上げます、歓迎のことばいたします。



### 歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
東近江市実行委員会会長

東近江市長 小 椋 正 清

第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」サッカー競技会（成年男子）を東近江市で開催できますことを嬉しく思います。また、全国から来場されます選手・監督をはじめとするチーム関係者の皆様、これから繰り広げられる熱戦を楽しみに御来場いただく観客の皆様に市を代表して心から歓迎の意を表します。

東近江市は、滋賀県の南東部に位置し、鈴鹿の山々から琵琶湖までが一つの市域となった「森・里・川・湖」の多様性のある自然の上に、千年を超える歴史、文化、伝統が息づくまちです。この豊かな自然と地域で育まれた特産品として、「近江米」や「近江牛」などがあり、日本経済の礎を築いた「近江商人」、ろくろ技術を全国に広めた「木地師」の発祥の地として知られています。この機会に東近江市の多彩な魅力に触れていただき、大会終了後にも再び東近江市へお越しいただければ幸いです。

さて、今大会は 1981 年の第 36 回大会以来、実に 44 年ぶりの滋賀県での開催となります。東近江市ではサッカー競技をはじめとする正式競技 7 競技を行うことから、全国からお越しになる皆様をはじめ、多くの市民が喜びと感動にあふれる、心に残る大会となるよう準備を進めてまいりました。サッカー競技は、市内の 3 箇所を競技会場とし、その中でも決勝戦の会場となる布引陸上競技場は、JFL 所属のレイラック滋賀 FC のホームスタジアムとして、熱戦が繰り広げられている会場でもあります。

各ブロックの厳しい予選を勝ち上がり、栄えある郷土の代表として出場される選手の皆様におかれましては、日頃の練習の成果を存分に発揮され、観覧される多くの皆様に魅了していただけるものと期待しています。

結びに、今大会の開催に御尽力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、大会の成功と選手の皆様の御健闘を心からお祈り申し上げます、歓迎のことばといたします。



## 歓迎のことば

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
甲賀市実行委員会会長

甲賀市長 いわなが ひろき  
岩永 裕貴

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」の正式競技として、サッカー競技会をここ甲賀市で開催できることを大変光栄に存じます。

また全国各地から多くの選手の皆様をはじめ、大会関係者の皆様ようこそ甲賀市にお越しくださいました。甲賀市民を代表しまして心から歓迎申し上げます。

滋賀県で国民スポーツ大会が開催されますのは、昭和56年の第36回国民体育大会「びわこ国体」以来、44年ぶりの開催になります。本市でも当時ここ水口スポーツの森を会場に開催されたサッカー競技をはじめ、正式競技・特別競技の4競技が開催されることとなっており、「湖国の感動 未来へつなぐ」のスローガンのもと、全国からお越しいただく皆様に最大限のおもてなしの心でお出迎えしようと各競技会の成功に向けて一丸となって準備を進めてまいりました。

滋賀県の南東部に位置する甲賀市は、豊かな自然と長い歴史に育まれた魅力あふれるまちです。約800年の歴史を誇る「信楽焼」は、日本六古窯のひとつに数えられ、やきものに適した良質の土に恵まれたこの地で受け継がれてきました。また、戦国時代に活躍した「甲賀忍者」の発祥の地としても知られ、信楽焼とともに平成29年4月に日本遺産に認定されています。

ぜひこの機会に、本市の魅力に触れていただき、良き思い出をお持ち帰りいただければ幸いです。

サッカーは、世界中で親しまれているスポーツであり、ボール1つあればどこでも楽しめるシンプルさとスピード感のある攻防、戦術や仲間との連携、勝敗を左右する一瞬の判断力などの奥深さが共存し、観る人・プレーする人全てに感動を与えてくれる競技でもあります。

大会に参加される皆様には、本大会を迎えるまでに積み重ねてこられた日々の努力の成果と磨きあげられた技術を十分に発揮していただくとともに、大会を通して多くの出会いと笑顔が生まれ、皆様にとって甲賀の自然や文化、地域の人情が心に残る素敵な大会となることを願っております。

結びに、本大会の開催に多大なご尽力を賜りました関係者の皆様に心より感謝申し上げますとともに、選手の皆様のご健闘をご祈念申し上げ、歓迎のことばといたします。



## 歓迎のことば

公益社団法人  
滋賀県サッカー協会

会長 まえ だ こう いち  
前 田 康 一

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ2025」サッカー競技を、滋賀県大津市、守山市、東近江市、甲賀市において開催できますことは誠に光栄であり、心から歓迎申し上げます。また、激しい各ブロック大会を勝ち抜き、本大会に出場されます各チームの皆様にご改めて敬意を表したいと思います。

滋賀県では、昭和56年の「びわこ国体」以来44年ぶりの開催となります。約半世紀を経て、国民体育大会も国民スポーツ大会と名称が変わり、スポーツをする人はもちろん、観る人や支える人も含め、みんなで楽しむスポーツ文化の醸成が提唱されています。今回の国民スポーツ大会の開催を契機として、滋賀県のスポーツ文化が芽生え、成長していくことを期待しております。

また、選手の皆様には本大会の各会場において、日本サッカー協会の提唱する「リスペクト精神」に満ちた激し戦いと、素晴らしいパフォーマンスを発揮していただき、多くの県民に勇気と感動を与えていただきますことを心より期待いたしております。

さて、滋賀県は、母なる湖「琵琶湖」を中心に山々に囲まれた風光明媚な自然と、いにしえからの名所旧跡が多く残る歴史の宝庫でもあります。また、琵琶湖の水産物やその周辺で生産された農畜産物を食材として、独自の食文化が発展してきました。ぜひ、今大会中にこれらの自然や文化に触れていただき、滋賀県を堪能していただければ幸いです。

結びに、本大会の開催にあたり、多大なるご尽力賜りました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、選手の皆様のご健闘と本体の成功をご祈念申し上げます、歓迎のことばといたします。



天皇杯

皇后杯

## 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定



大会会長トロフィー

## 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

- 第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー(以下「大会会長トロフィー」という。)は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。
- 2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。
- 第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。
- 第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。
- (1) 責任をもって保管する。
  - (2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
  - (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
  - (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。
- 第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。
- 附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定  
昭和45年1月22日一部改定  
昭和48年7月10日一部改定  
昭和54年5月9日一部改定  
平成17年6月16日一部改定  
本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。  
平成30年4月1日一部改定  
令和6年1月1日一部改定

大会役員

2025年7月31日現在  
(順不同・敬称略)

名 譽 会 長	あ べ 俊 子			
会 長	遠 藤 利 明			
副 会 長	益 子 直 美	田 中 不 二 夫	三 宮 恵 利 子	森 岡 裕 策
顧 問	室 伏 広 治	三 日 月 大 造	河 本 英 典	
	伊 藤 雅 俊	森 喜 朗	橋 本 聖 子	安 西 孝 之
	岡 崎 助 一	越 川 均	坂 元 要	勝 田 隆
	室 伏 由 佳	村 松 さ や か	湯 川 和 之	植 田 実
	櫻 井 由 香	鹿 島 丈 博	吉 岡 成 子	石 井 砂 織
	笠 師 久 美 子	飯 塚 悟	久 保 正 美	浦 美 奈 子
	木 平 芳 定	中 嶋 実	小 寺 洋	桐 木 陽 子
	旗 生 康 之	池 田 め ぐ み	工 藤 保 子	久 保 直 生
	藤 田 裕 司	藤 原 誠	室 城 信 之	金 子 日 出 澄
	貝 瀬 智 洋	森 晃	土 橋 登 志 久	石 丸 元 国
	多 氣 洋 平	井 崎 洋 志	鬼 頭 有 紀 子	長 谷 川 洋 子
	吉 田 長 寿	齋 木 尚 子	多 賀 恒 雄	安 藤 淳
	上 治 丈 太 郎	湧 永 寛 仁	上 原 絵 美	佐 藤 健 司
	馬 場 美 香	山 口 宏	南 和 文	宮 永 美 寿 津
	千 田 健 一	中 里 壮 也	岡 本 友 章	大 野 淳
	加 藤 出	田 村 恒 彦	蒔 田 実	山 崎 勝 洋
	浅 見 敬 子	山 口 徹 正	田 中 伸 周	村 田 利 衛
	建 部 彰 弘	市 野 保 己	丸 石 博	中 村 ゆ り 子
	齋 藤 良 太 郎	谷 田 部 和 彦	木 村 博 美	井 上 弘
	今 川 啓 一	近 藤 重 和	池 谷 正 成	大 澤 明 美
	古 城 資 久	小 野 賢 二	園 山 和 夫	中 山 俊 行
	田 中 徹	知 念 か お る	出 口 弘 之	田 邊 哲 人
	城 門 政 文	前 川 恵	上 杉 晃 央	布 村 幸 彦
	茂 野 直 久	生 島 典 明	大 沢 陽 子	谷 藤 節 雄
	熊 谷 幸 一	千 葉 玲 佳	奥 山 雅 信	酒 井 祐 一
	藤 田 知 巳	北 條 俊 明	田 子 昌 之	新 井 彰
	山 崎 成 夫	塩 見 清 仁	田 名 部 高 雄	井 出 仁
	今 西 博 一	中 村 宏 平	松 本 智 広	森 山 喜 博
	南 部 則 雄	福 永 秀 樹	高 橋 繁 浩	山 本 健 次
	増 田 和 伯	猪 飼 敏 之	山 本 誠 三	松 本 恭 幸
	船 田 一 彦	奥 田 晃	横 尾 英 治	小 西 慎 太 郎
	近 藤 一 幸	堂 本 ひ さ 美	河 村 祐 一	渡 邊 浩 三
	田 中 稔	馬 越 祐 希	青 木 章 泰	城 戸 英 敏
	藤 本 武	小 柳 勝 彦	辛 木 秀 子	宮 成 康 蔵



# サッカー競技会

藤 本 格	岩 元 幸 成	平 良 朝 治	藤 原 正 樹
大 河 原 嘉 朗	川 上 隆 弘	佐 藤 廣 子	奈 良 隆
小 菅 司	宇 津 木 妙 子	菊 幸 一	小 林 久 美
寺 澤 正 孝	山 口 純 子	武 部 新	野 中 厚
金 城 泰 邦	赤 松 健	増 子 宏	矢 野 和 彦
茂 里 毅	浅 野 敦 行	有 村 治 子	上 野 賢 一 郎
大 岡 敏 孝	嘉 田 由 紀 子	北 野 裕 子	小 寺 裕 雄
こ や り 隆 史	斎 藤 ア レ ッ ク ス	武 村 展 英	宮 本 和 宏
目 片 信 悟	村 井 泰 彦	北 村 嘉 英	小 椋 正 清
伊 藤 定 勉	草 野 聖 地	杉 浦 和 人	永 浜 明 子
有 森 裕 子	鈴 木 大 地	宮 本 恒 靖	深 澤 祐 二
坂 田 東 一	三 須 和 泰	仲 間 達 也	川 合 俊 一
藤 田 直 志	三 屋 裕 子	富 山 英 明	馬 場 益 弘
砂 岡 良 治	金 丸 恭 文	安 道 光 二	河 田 正 也
豊 田 章 男	千 玄 室	中 村 真 一	牧 島 か れ ん
村 井 満	永 谷 喜 一 郎	真 砂 威	土 田 雅 人
町 田 幸 男	大 野 正 次	世 耕 弘 成	笹 川 善 弘
番 匠 幸 一 郎	久 保 素 子	丹 羽 秀 樹	岩 城 光 英
寶 馨	荒 川 裕 生	小 谷 知 也	達 増 拓 也
鶴 田 有 司	吉 村 美 栄 子	北 村 清 士	大 井 川 和 彦
福 田 富 一	遠 藤 祐 司	大 野 元 裕	熊 谷 俊 人
山 本 博	岡 田 伸 浩	花 角 英 世	新 田 八 朗
馳 浩	杉 本 達 治	高 野 剛	阿 部 守 一
田 口 義 隆	中 谷 多 加 二	大 村 秀 章	伊 藤 歳 恭
西 脇 隆 俊	高 橋 知 史	齋 藤 元 彦	池 田 誠 也
宮 崎 泉	林 昭 男	丸 山 達 也	越 宗 孝 昌
苅 田 知 英	村 岡 嗣 政	後 藤 田 正 純	楨 田 實
大 塚 岩 男	服 部 誠 太 郎	山 口 祥 義	大 石 賢 吾
甲 斐 隆 博	麻 生 益 直	日 隈 俊 郎	塩 田 康 一
玉 城 デ ニ ー			
参 与	大 杉 住 子	赤 井 康 彦	有 村 國 俊
	今 江 政 彦	岩 崎 和 也	小 河 文 人
	奥 村 芳 正	海 東 英 和	加 藤 誠 一
	川 島 隆 二	河 村 浩 史	桐 田 真 人
	桑 野 仁	駒 井 千 代	佐 口 佳 恵
	柴 田 栄 一	柴 田 清 行	清 水 鉄 次
	白 井 幸 則	周 防 清 二	菅 沼 利 紀
	田 中 誠	田 中 松 太 郎	谷 成 隆
	富 波 義 明	中 川 雅 史	中 沢 啓 子
	野 田 武 宏	節 木 三 千 代	本 田 秀 樹
	木 沢 成 人	森 重 重 則	東 勝

参 与

岸本織江	土井真一	窪田知子	野村早苗
塚本晃弘	森和之	園田三恵	松田千春
東郷寛彦	中村守	中村達也	山田忠利
奥山光一	岡田暁人	中田佳恵	伊吹信人
白井稔	藤原久美子	正木隆義	保田誠
小林雅史	池内久晃	原陽一	北川純二
佐藤健司	田島一成	浅見宣義	小西理
橋川涉	森中高史	竹村健	岩永裕貴
櫻本直樹	松浦加代子	今城克啓	角田航也
堀江和博	西田秀治	有村国知	寺本純二
久保久良	藤田善久	甲津和寿	堤清司
高橋祥二郎	市田良夫	藤堂寛	野村昌弘
熊倉正志	涌井努	岸智昭	武田英明
山本博一	寺村義伸	金澤博文	山本順
杉原真也	竹林幸祥	山田貴司	上西保
一圓泰成	石井太	川戸良幸	田畑太郎
高橋健太郎	草野とし子	三木恒治	市川忠稔
上村照代	富長弘宣	佐野智哉	太田千恵子
赤井弘和	大西孝雄	崎山美智子	
山本浩			
岩田史昭	田中秀和	辻陸弘	加藤光国
松永敬子	稲垣公雄	笠野英弘	三ヶ田礼一
菅原哲朗	田崎博道	松田基子	宇野武
山澤文裕	吉田崇	出崎和夫	山下栄次
熊谷利彦	佐橋誠	田内慎也	佐野博之
江橋千晴	加藤弘和	小澤大樹	
青木克憲	安井和治	西島義典	
平野了	高橋聖一	吉村政弘	若月等
松本康夫	福士幸洋	栗原崇	細野光史
渡邊圭太郎	佐久間裕司	品田奥義	濱野勉
寺澤淳	黒川重男	舟喜信生	高野修
中梶秀則	安藤正美	加藤憲二	宮川良輔
鈴木章広	川口巖	和田潔	岡泉茂
田口大祐	平井宏治	岸川剛之	西原斗司男
菅原正幸	高橋昇	長南哲生	衛藤敬輔
渡辺久雄	三井千壽	鈴木信吾	山中博史
井本亘	関根明子	中山二三男	越前浩司
吉田由美子	杉本好二	東野真理子	川口雅三
金子和裕	野口友里	品治恵子	富澤佑也
政岡航大	坊百花	小河原百映	田口雅紀
寺垣佑介	田中遥大	宇高章広	近藤潤

委員長  
副委員長  
総務委員

委員



## サッカー競技会

南野芳広  
門久仁裕  
加藤雄樹  
太田真美  
金田貴人  
村松達也  
杉浦美紀  
高橋健二  
松本守正  
久次米和成  
笠井康行  
吉野賢一郎  
高野瑞洋  
須藤勇司  
東瀬義人  
井上哲  
竹内俊勝  
寺崎雅巳  
渡嘉敷通之

池本佳子  
清水直子  
鈴木敦  
高野正規  
新保暢  
井澤克行  
藤田隆司  
吉村宗浩  
松本綾子  
高田孝行  
尾鷲一成  
横山美和  
遠藤信哉  
角田真司  
酒井雅洋  
今後元彦  
松井守治  
荒木健治  
綾部吉也

横江弘昭  
高井和紀  
瀬谷尚男  
岩埜直史  
戒田由香里  
林剛史  
曾我学  
中嶋純也  
田口新也  
辻岡英幸  
松山度良  
山元尚史  
千葉雅也  
柄澤宏之  
碓井稔  
沼田守弘  
吉岡直彦  
平江公一

沼波輝  
見田茂紀  
大貫大輔  
深谷祐紀  
児玉晶香  
稲葉晴伸  
木原哲也  
前田康博  
河口英史  
前田義朗  
濱本昌宏  
宮城直人  
菅間裕晃  
竹内延和  
武田知巳  
田部長右衛門  
刈谷好孝  
黒木淳一郎

競 技 会 役 員

(順不同・敬称略)

名 譽 会 長	森 中 高 史	佐 藤 健 司	小 椋 正 清	
大 会 会 長	宮 本 恒 靖			
大 会 副 会 長	岡 田 武 史	野々村 芳 和	西 原 一 将	森 貴 尉
	小 野 清 司	久 保 九 二 雄	前 田 康 一	長 谷 川 倫 人
顧 問	伊 藤 義 樹	山 本 成 靖		
	大 仁 邦 彌	川 淵 三 郎	小 倉 純 二	村 井 満
	岩 上 和 道	林 義 規	越 山 賢 一	大 南 博 義
	森 亮	庄 司 伸 一	安 井 誠 悦	桂 木 聖 彦
	青 田 由 広	大 和 田 健	鈴 木 武 明	針 谷 章
	鈴 木 茂	片 岡 道 夫	植 田 昌 利	河 野 雅 道
	松 坂 浩 一	マキナリー 浩子	柄 沢 正 三	根 塚 武
	北 野 孝 一	仲 倉 典 克	大 榎 克 己	岩 間 博
	岩 間 弘	尾 関 圭 司	乘 本 敏 宏	永 島 昭 浩
	林 啓 司	堀 井 巖	川 合 廣 征	池 田 洋 二
	金 築 弘	池 田 直 寛	宗 政 潤 一 郎	小 林 訓 二
	荒 岡 成 志	河 野 暁	堀 内 久 勝	松 木 泰 則
	井 出 春 芳	福 岡 淳 二 郎	殿 村 育 生	河 田 信 之
	二 階 堂 雅 士	齊 藤 了 介	川 畑 佑 樹	田 平 敬 志
	渡 邊 邦 男	草 野 聖 地	西 崎 彰	辻 本 長 一
	島 崎 輝 久	藤 田 善 久		
参 与	藤 木 猛	高 田 正 司	管 井 昌 彦	小 牧 一 美
	新 野 富 美 夫	福 井 寿 美 子	西 村 弘 樹	田 中 尚 仁
	今 江 恒 夫	藤 原 浩 美	川 本 航 平	田 中 均
	松 永 恵 美 子	川 本 佳 子	二 上 勝 友	北 野 裕 也
	上 田 佐 和	榊 本 花 菜 恵	細 川 俊 行	細 川 力 男
	葉 月 陽	浜 奥 修 利	栗 野 靖 七	青 山 三 四 郎
	井 元 潔	奥 村 功	改 田 勝 彦	笠 谷 洋 佑
	嘉 田 修 平	川 口 正 徳	草 川 肇	幸 光 正 嗣
	小 島 義 雄	佐 藤 弘	杉 浦 智 子	竹 内 照 夫
	竹 内 基 二	田 中 知 久	田 中 康 博	谷 祐 治
	出 町 明 美	寺 田 英 幸	寺 谷 吉 寛	中 川 哲 也
	中 田 一 子	八 田 憲 児	林 ま り	原 田 優 太
	伴 孝 昭	日 隈 慈	福 永 英 晶	船 本 力
	森 川 え り な	森 脇 謙 一	森 田 徳 治	山 本 直 彦
	大 洞 共 一	田 郷 正	大 橋 保 治	竹 内 典 子
	山 中 一 志	市 木 徹	西 澤 由 男	安 田 高 玄
	廣 田 耕 康	吉 坂 豊	井 上 均	田 井 中 丈 三



# サッカー競技会

西村和恭  
青山孝司  
森鉄平  
里内緑  
大西祐司  
北澗弘康  
初田久徳  
藤下茂  
川端和行  
高橋和也  
川島英和  
岡嶋一郎  
南堀弘  
藤田明男  
福嶋美津代  
井口みゆき  
堀憲司  
曾羽道明  
村山伸二  
目片清  
高木治三郎  
田井繁好  
那良明  
大崎裕士  
北村茂  
井上欣也  
神野佳樹  
こやり隆史  
西田元  
人見和宏  
八木正樹  
金子博美  
西村高司  
鈴村重史  
川南誠孝  
横田衛  
小杉厚  
山添裕司  
中島浩之  
奥村弘  
井上裕治

和田喜藏  
浅居笑  
澤居寛明  
高倉直子  
関理子  
南川喜代和  
中江滋希  
武内俊也  
筈井亨  
神藤高敏  
小野昌幸  
宿谷繁生  
清水美幸  
本持裕久  
仲谷隆彦  
岡田眞男  
中村善亮  
宇野治  
岡村敏誠  
安西将也  
西村純次  
宮嶋國彦  
井上武弥  
水野茂樹  
河本英典  
荒谷善夫  
渡辺一生  
田濃良和  
米田博文  
杉原眞也  
大西延明  
前川賢慈  
南啓次郎  
大林茂松  
喜多良道  
大橋健吾  
森野才治  
久保雅則  
岩崎崇  
望月聡  
北村和孝

辻英幸  
小梶昌巳  
福田正悟  
田村靖二  
福井靖  
久田哲哉  
高橋巖擁  
沖田昌子  
林下宜史  
内川直樹  
中村由紀子  
三國昌克  
弓坂則行  
中堀智之  
中川儀一  
泉本了  
高田靖史  
津田増夫  
西澤功雄  
中山敦生  
北脇辰郎  
猪飼敏之  
赤渕義誉  
鶴飼重樹  
津田新三  
奥村芳正  
藤原健二  
石井智昭  
岸智昭  
田畑太郎  
北川有紀  
稲田庄太朗  
高木重隆  
高田忠明  
古澤貞夫  
北崎あゆみ  
小林靖英  
上田宜和  
森津陽太郎  
兼房一浩  
塩谷壽朗

鈴木則彦  
中村和広  
吉田郁雄  
周防美智子  
國松睦生  
西藤安彦  
林龍史  
池田あづさ  
嶋本昭  
内田一成  
菊池眞宏  
小島浩幸  
高野早人  
石橋幸昭  
森野信一郎  
野田久雄  
福井健次  
関原克己  
團初太郎  
野々口義信  
西村秀樹  
谷和彦  
牧上龍司郎  
今津覚  
松尾房郎  
宇野正信  
二宮康人  
久保洋司  
田矢隆一  
大森聖一  
田中勉  
奥村展三  
二橋省之  
谷口信樹  
福井好信  
平岩茂人  
山本貴志  
西村要一郎  
松田保  
藪下和彦  
藤井栄市

大会委員長

大会副委員長

大会委員

松崎康弘  
日比野克彦  
池田浩  
湯川和之  
野洲好範  
高木善弘  
高田春奈  
西本強  
志濟聡子  
梅田英幸  
川西俊貴  
阿部喜文  
坂尾美穂  
増田義行  
世古宗泉  
打谷桂子

上田栄治  
鈴木寛  
三好豊  
大塩勲  
奥村信夫  
山口香  
大岩真由美  
須藤実和  
増田一博  
石田和成  
大谷浩志  
大谷未央  
太田昌佳  
赤渕義誉

原博実  
岡島喜久子  
竹田孝  
木村進  
吉田和弘  
河瀬淳  
小澤隆生  
光吉英宣  
渋江享一  
澤田泰隆  
杉本聡  
布留守敏  
中島春樹  
飯尾正人

北澤豪  
須原清貴  
今井純子  
北川修  
田中琢二  
川澄奈穂美  
福島隆志  
奥野高明  
谷口雅則  
鳥家浩司  
小嶋貞男  
周防清二  
吉田聡



# 競技役員

(順不同・敬称略)

競技委員長	蔵森紀昭			
競技副委員長	中島浩之	岩崎崇	福島隆志	増田義行
	吉田和弘			
マッチコミッショナー	松本守人	中川秀紀	城野聖一	中田純司
	渡辺裕年	土橋国治	松永和也	荒川吉郎
	永井弘	清水崇之	三宅正純	岩村宣明
	布目靖幸	魚住政充	澤野雅人	中村泰久
	中村嘉宏	郡和秀	岩見充治	田中幹人
	坂野隆広	渋谷公次	横田勇司	松井方伸
会場長	光吉英宣	増田一博	木幡一輝	前田健
	渋江享一	渡邊剛	吉原翔	谷口雅則
	梅辻大輔			
副会場長	山内義博	松井光雄	杉谷良彦	雨森康
	中山喜裕	森本洋平	山田庸	小林克己
	三田村佳弘			
競技運営委員	脇屋敷翔太	松本輝司	北河かずき	北口哲史
	田中雄大	中山康平	安田崇幸	三上修二
	竹中陽祐	門脇拓哉	松本天人	林祥大
	川西俊貴	木下謙一	武田真和	浦島利宇
	北川公洋	望主唯久馬	弟子丸陽輔	杉山侑起
	斉道凌	杉本聡	北村憲人	横田直哉
	秦泉寺勝太	浦島隼利	秋元友羽	桑畑日向
	大江陸	千賀亮汰	山下聖矢	野村迅
	小國憲弥	山腰尚	松本祐	辰巳桜輔
	三宅健文	神頃布翔	日生下敏和	松本進
	卯田雄基	中井大貴	明石恭昌	亀岡洗希
	和田翔太郎	井上証	乃一悟生	船越瑛心
	菅井海聖			
審判委員長	扇谷健司			
審判副委員長	大西保	鳥家浩司		
インストラクター	浅井昭子	鮎貝志保	藤ヶ崎敦	真殿三加
	広岡輝也	有田靖	野田祐樹	新田栄作
	阿久津憲仁	佐藤光雄		
審判員	山形秀俊	住吉圭介	高坂凌	塩津将真
	金森一真	平裕太	野口正吾	兼俵大海
	濱岡優太	山本凌	野末悠豪	山上貴暉
	山口麗弥	岡田太一	樋口晃生	村上広樹
	清田将矢	廣末在果	三好柊真	島崎亮典

	千葉美咲	谷内田菜央	河野由依	冨永華
	若松さくら	多田美早希	千蔵るり	海野晴香
	岩田紗瑛	金渕佑亮	佐藤浩太	北沢倫章
	本多文哉	朝井隆浩	池田翔	伊佐雄貴
	石原良徳	井城直人	稲畑克海	今村義朗
	植田文平	宇佐川楓人	大塚慎也	大森啓子
	香山秀明	岸本猛	木下博史	木村翔太
	久保光佑	黒田蒼太	黒田慶斗	光田智乙
	小久保遼	小谷峻也	小西悠子	小林孝至
	近藤将人	塩田剛永	芝村洋一	杉本隼乙
	曾我忍	高木陽介	高橋謙介	高橋宏幸
	多喜功	立田直人	谷本隆寛	槻本淳成
	辻大楽	土田直紀	筒井雅俊	戸崎翔唯
	冨江亮介	中川稜脩	中村翔太	西尾憲太
	西川昂寛	野澤陽介	浜根利之	浜根優斗
	東野倫太郎	廣瀬成昭	福島惇輝	堀田姫花
	松崎涼	水本翔大	柳田翔	山口幸司
	山田昌輝	山本和哉	游光輝	村井良輔
審判運営委員長	鳥家浩司			
審判運営副委員長	金野晋			
審判運営委員	中村大督	坂東達也	長瀬慎吾	高橋祐樹
	田中仁嗣	細見雅晴	手島剛也	小林秀之
	西海佐二	三浦海	中村静夫	深田修也
	宇田祥也	弟子丸博行	山口堅志	今井努
	矢嶋洋晃	杉江敏彦	清水洋志	中川健二
規律委員長	扇谷健司			
規律副委員長	田中実			
医事委員	布留守敏	大東昌史	上中一泰	井上明也
	東郷泰崇			
技術運営委員長	梅田英幸			
技術運営委員	牛場哲郎	西村一也	吉田裕	丈達保裕
	磯田真弥			
記録報道委員長	吉田和弘			
記録報道委員	井上正広	今居利彦	沖典彦	下南純
	中村一秋	林昌太	武藤治樹	山岡玲央
	吉田周平	吉田貴彦	長井翔也	山川恭平
	若林直樹	石塚研	渡部和彦	西森勇樹
	松井俊也	森本淳平	望月公仁	古澤利道
	山田馨汰	中村大	森貞岳志	長野功
	北川健一	立花篤希	大橋稔矢	山本優夢
	織川陽子	森奈菜	中村実怜	盛永芭奈



# サッカー競技会

寫村 寿次	上田 晃裕	芥川 孝司	潮入 啓太
松浦 貴大	花田 遥平	奥野 貴人	西澤 誠人
古市 裕貴	一井 幸治	杉 若寛	高橋 陸
下田 翼大	国本 星矢	島田 奈々海	小山 千豪
田中 一晟	高田 元	川田 晋吾	松浦 航平
青柳 雄大	矢田 さくら	大森 萌絵	天川 昌洋
田中 湧大	川添 聡史	上村 敏	林 晃佑
林 孝紀	谷 俊希	中村 聡一郎	松井 海斗
中川 翔太	上田 晃平	川上 咲姫	田原 稜史
石波 日向	草野 詩帆	渡邊 航大	山田 哲也
山本 昭治			
荒居 宏行	西村 考史	山根 基幹	阿部 修平
上 畠 卓	吉水 真吾	福原 孝洋	瀬古 正志
大西 隆賀	竹田 裕貴	森島 美穂子	奥村 たき江
不破 昌幸	児玉 蒼汰	村上 尋	元木 然
小川 壮貴	山形 陸翔	三浦 翔平	吉里 桧
八里 八重子	佐々木 宙	八代 哲平	浅田 仁
山田 都愛	松本 優穂	安藤 航平	五十嵐 将
三宅 文隆	丹 羽 颯		
稲毛 寛己	坂根 貴裕	白井 徳典	山本 浩之
大林 洋平	後藤 大輔	草壁 寛	島村 颯馬
福田 雄気	小森 恒夫	小林 大輔	坂尾 美穂
吉田 広大	中井 零士	柴原 亮太	秋山 直哉
前川 竜志	中川 浩輔	野村 響	松下 竜大
久保 光佑	金澤 幹基	小林 誠	黄瀬 潤
村田 弘法	中村 亮太	橋本 貴之	浅川 翔
中村 真翔	井上 湘太	谷口 裕紀	村田 大介
三田 尻智輝	西村 仁志	池田 季弥	筑尾 勇大
河合 卓也	山中 繁喜	佐野 憲	橋本 孝之
田中正輝	更家 直樹	田中 裕也	梅本 昌吾
田所 陽祐	山本 和也	力石 隆治	成島 謙司
白井 秀典	岡田 慧	中谷 勇太	市川 佑
横山 厚生	大澤 叶太郎	永野 流唯	笥 侑馬
木村 仁	森 薫	山田 泰樹	菅 孝太郎
菱田 清馬	野崎 太輝	岩瀬 勉	藤崎 統真
若林 孝哉	大久保 天満	山本 聡	服部 正道
原田 淳志	上山 一登司	瀧川 陽	稲次 孝王
増山 涼	大谷 浩志	小西 亮	岩佐 朗人
大谷 未央	竹原 雄大	山本 一颯	川原 紺一
持田 優輝	鶴本 玲人	増野 栄二	大川 隆一
柴田 貴史	糠塚 栄次郎	大嶋 佑	和田 健太

総務委員長  
総務委員

会場委員

	辻 梢 吾	関 口 丈	鈴 木 琉 斗	畑 野 聖 空
	武 上 由 歩			
放 送 委 員	上 野 友 輔	北 川 勇	横 江 誠	関 司 仁
	牧 雅 人			
得 点 計 時 委 員	岡 本 邦 一	藤 田 健	城 内 智 人	上 口 貴 士
総 合 成 績 計 算 委 員 長	永 井 雅 史			
総 合 成 績 計 算 委 員	山 本 昭 治			



## 競技補助員

- |     |   |  |
|-----|---|--|
| 守山  | 市 | 滋賀県立守山北高等学校<br>滋賀県立守山高等学校<br>滋賀県立草津東高等学校<br>学校法人綾羽育英会綾羽高等学校<br>学校法人立命館立命館守山高等学校  |
| 大津  | 市 | 滋賀県立膳所高等学校<br>滋賀県立堅田高等学校<br>滋賀県立北大津高等学校<br>滋賀県立石山高等学校<br>滋賀県立大津商業高等学校<br>学校法人延暦寺学園比叡山高等学校<br>滋賀県立八幡商業高等学校<br>学校法人ヴォーリズ学園近江兄弟社高等学校<br>学校法人大阪成蹊学園びわこ成蹊スポーツ大学 |
| 東近江 | 市 | 滋賀県立八日市高等学校<br>滋賀県立八幡高等学校<br>滋賀県立八幡工業高等学校<br>滋賀県立八幡商業高等学校<br>滋賀県立日野高等学校  |
| 甲賀  | 市 | 滋賀県立国際情報高等学校<br>滋賀県立水口高等学校<br>滋賀県立水口東高等学校  |

## 競技会係員

- |     |   |                           |
|-----|---|---------------------------|
| 守山  | 市 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会  |
| 大津  | 市 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会  |
| 東近江 | 市 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会 |

## 競技会補助員

- |     |   |  |
|-----|---|--|
| 守山  | 市 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市競技会運営ボランティア<br>守山市スポーツ推進委員会 |
| 大津  | 市 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市競技会運営ボランティア                 |
| 東近江 | 市 | わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市競技会運営ボランティア                |

# 大会実施要項

## 総 則

### 開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」は「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、すべての人が様々な場面で主役として光り輝くとともに、大会を通じて湖国滋賀で生まれた夢や感動、連帯感が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれる大会を目指して開催する。

### 実施方針

#### 1 実施競技

##### (1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

##### (2) 公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

##### (3) デモンストレーションスポーツ（26 競技）

インディアカ、ウォーキング、ウォーキングフットボール、小倉百人一首競技かるた、カローリング、還暦軟式野球、キンボールスポーツ・レクリエーション、里湖で地域を結ぶウォーキング、スポーツウエルネス吹矢、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ拳法、スポーツチャンバラ、スリースマイルゴルフ、スローイングビンゴ、ソフトバレーボール、ネットでポンポイ、ノルディック・ウォーク、ひこねスーパーカロム、ビリヤード、フットサル、マリンスポーツフェスティバル、ミックスバレーボール、モルック、ユニカール、ユニホック、ラジオ体操第3（初代・二代目）

##### (4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球



## 2 会期および会場

(1) 正式競技・特別競技（15市、4町：計19市町）

会 期	会 場 地
2025年9月28日（日） ～10月8日（水） 〔11日間〕	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、大阪府豊能郡能勢町、兵庫県三木市
2025年9月6日（土） ～9月15日（月） 〔10日間〕	大津市、長浜市、草津市 ※ 水泳、体操、バレーボール（ビーチバレーボール）競技会は上記会場で実施
2025年9月21日（日） ～9月25日（木） 〔5日間〕	東近江市、京都府向日市 ※ 自転車（トラック・レース、ロード・レース）競技会は上記会場で実施

(2) 公開競技（7市：計7市町）

会 期	会 場 地
2025年8月23日（土） ～9月21日（日）	長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市

(3) デモンストレーションスポーツ（13市、1町：計14市町）

会 期	会 場 地
2025年4月12日（土） ～9月14日（日）	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2025年1月1日から2025年12月31日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

## 3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

## 4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査およびアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」および別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）」の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名および親権者の署名がある同意書を所持すること。

## 5 参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準

選手および監督の参加資格、所属都道府県および選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第79回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県および年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手および監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生または生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」または「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理および難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学および専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理および難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手および監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 2023年開催の特別大会または第78回大会（都道府県大会およびブロック大会を含む）において選手または監督として参加した者は、次の場合を除き、2023年開催の特別大会または第78回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚または離婚に係る者

[注] aおよびbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）



## サッカー競技会

- (イ) 少年種別
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
  - b 結婚または離婚に係る者
  - c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- [注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
  - e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
  - f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- オ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会および本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- カ 選手および監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- キ 選手、監督ならびに本部役員帯同のスポーツドクターおよびアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。
- ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。
- (ア) 都道府県大会およびブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
  - (イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
  - (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。
- ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。
- (2) 所属都道府県
- 所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。
- ア 成年種別
- (ア) 居住地を示す現住所
  - (イ) 勤務地
  - (ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）
- [注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- イ 少年種別
- (ア) 居住地を示す現住所
  - (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
  - (ウ) 勤務地
  - (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校

の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2025年4月30日以前から本大会終了時（2025年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、または通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

### (3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2007年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2007年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2025年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2010年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会および当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する

## 6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）および女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。



## サッカー競技会

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

### イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

### (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

### (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

## 7 表彰

### (1) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

### (2) 冬季大会および本大会で実施した全正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

### (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

### (4) 各正式競技の男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

### (5) 各競技の各種別および各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、または都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

## 8 参加申込方法

### (1) 参加申込

都道府県スポーツ協会会長（代表者）および競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会またはブロック大会において選抜された者および公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

### (2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。なお各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

### (3) 参加申込締切日

締切日	競技
2025年 8月20日(水) 【12競技】	水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2025年 9月4日(木) 【27競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

ウ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

## 9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

## 10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3,000円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	6,000円

【注】 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2025年9月5日（金）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729  
公益財団法人日本スポーツ協会



## 11 宿泊申込

大会参加者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

## 12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
  - ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 20 名以内とする。
  - イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 15 名以内とする。
  - ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督および総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。  
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)および(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。  
なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)および(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

## 13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2026 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定または内定している県については、青森県 100 名以内、宮崎県および長野県 60 名以内、群馬県および島根県 40 名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2025 年 9 月 4 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

## 14 AD カードの交付

都道府県選手団、公開競技に参加する選手・監督および役員、大会役員・競技会役員および競技団体が指定した競技役員、大会主催者および競技会主催者が認めた者には AD カード (Accreditation Card) を交付する。

## 15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

## 16 個人情報および肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ各競技会場地市町実行委員会および国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報および肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

### (1) 個人情報の取り扱い

#### ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

#### イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラムおよび競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

#### ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝および上位入賞結果（記録）等】

### (2) 肖像権に関する取り扱い

#### ア 写真

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

#### イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

#### ウ 映像

国スポ関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映およびインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。



### (3) 対応

#### ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

#### イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者および大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

## 17 都道府県大会およびブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会および中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会および中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会および当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

- (7) 競技運営に差し支えない限り、滋賀県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

## 18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会および都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会および本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員ならびにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

- (3) 納入締切日および納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ

通知する。

## 19 わた SHIGA 輝く国スポの取組

### (1) 環境に配慮した大会の実施

スポーツの楽しさや感動を分かち合うとともに、滋賀県に受け継がれている身の回りの生活から自然環境を考える取組を県民や企業、大会に関わるすべての参加者が実践することで、「人と人、人と地域、人と自然」の繋がりを深めることができるよう取り組む。

### (2) おもてなしと滋賀の魅力発信

豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツをはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を発信し、来県者が滋賀での滞在を楽しむことができるよう取り組む。

### (3) 誰もが主役として輝ける取組の推進

年齢や性別、障害の有無などを問わず、誰もが一層身近にスポーツを楽しむことができる環境をつくり、誰もがボランティアや大会関連行事等に積極的に参加できる環境をつくるなど、それぞれのスタイルで「する」「みる」「支える」の体験ができる大会となるよう取り組む。

## 20 その他

(1) 参加申込および宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、または、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。

(2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。

(3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項および同細則による。



## 別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者および「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者および『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

## 別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

### 転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③）に抵触しないものとする。
  - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
  - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。  
 なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
    - ア 親の転勤による一家の転居
    - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
    - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
  - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
    - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
    - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会および都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
  - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
    - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
    - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
  - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合



## 別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号および第10項第4号（参加資格および年齢基準等）〕および別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

### 1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

### 2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

### 3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

### 4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

### 5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

## 別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

### 1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
- (2) 2025年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
  - ア JOC オリンピック強化指定選手
  - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
  - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
    - ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

### 2 特例の内容

#### (1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会およびブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手またはチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

#### (2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」または「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

##### ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。
  - なお、生活の実態については、下記要件により判断する。
    - a 自ら所有する住居、または自らの名義で住居を賃借していること
    - b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
    - c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
    - d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

##### イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

### 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③のとおりとする。



## 別記5 「東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者について

は、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第78回大会または第79回大会に参加した者が、第80回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
  - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
  - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

#### 【特例の対象者】

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。



## 別記6 「能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手および監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2025年4月30日以前から当該大会終了時（2025年10月8日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手および監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、2023年開催の特別大会または第78回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2025年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」および「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学して

いる実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第78回大会または第79回大会に参加した者が、第80回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
  - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
  - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

#### 【特例の対象者】

2024年度から2025年度(小学校は2028年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。



## サッカー競技 実施要項

1 期 日 2025年10月3日(金)から10月7日(火)まで(5日間)

種 別	10月3日(金)	10月4日(土)	10月5日(日)	10月6日(月)	10月7日(火)
成年男子		1 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝
少年男子	1 回 戦	2 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝
少年女子	1 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝	

- 2 会 場
- |                |  |
|----------------|--|
| 東 近 江 市 (成年男子) | 東近江市総合運動公園布引陸上競技場<br>京セラ株式会社滋賀東近江工場総合グラウンド<br>東近江市能登川グラウンド |
| 守 山 市 (少年男子)   | 野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)                                      |
| 甲 賀 市 (少年男子)   | 甲賀市水口スポーツの森陸上競技場   |
| 大 津 市 (少年女子)   | 皇子山総合運動公園陸上競技場<br>伊香立公園芝生グラウンド                             |
| 甲 賀 市 (少年女子)   | 甲賀市水口スポーツの森陸上競技場   |

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合 計 (人)
成年男子	1	15	16	256	920
少年男子	1	16	24	408	
少年女子	1	15	16	256	

(注) 成年男子の監督は、選手を兼ねることができる。

4 競技上の規程及び方法

(1) 競技規程

- ア 試合は、2025-2026 公益財団法人日本サッカー協会競技規則による。
- イ 各種別において、試合開始前に登録された交代要員は、再交代（交代して退いた競技者が交代要員となって再び出場可能）が認められる。
- ウ 退場を命じられた選手は、本大会の次の1試合に出場することができず、それ以降の処置については、本大会の規律委員会で決定する。
- エ 本大会中、警告を2回受けた選手は、本大会の次の1試合に出場することができない。  
なお、準決勝進出チームの選手が受けた準々決勝までの警告累積は、準決勝以降に持ち越さない。

(2) 試合の方法

- ア トーナメント方式とし、3位決定戦を行う。
- イ 試合時間は70分間（前後半各35分）とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。勝敗が決しないときは、1回戦から準決勝及び3位決定戦は、PK戦によ

り、次回戦進出チーム及び3位を決定する。決勝戦は、20分間（前後半各10分間）の延長戦を行い、なお決しないときは、PK戦により、1位を決定する。

## 5 予選方法

- (1) 予選大会を主管する各地域サッカー協会は、本大会実施要項に準じて予選大会であるブロック大会を実施し、別項に定める本大会に出場すべき代表を決定する。
- (2) 各地域サッカー協会は、関係都道府県サッカー協会及びそのブロックの代表都道府県スポーツ協会と協議の上、ブロック大会開催期日、場所を決定し、その結果をすみやかに公益財団法人日本サッカー協会へ報告すること。
- (3) 各地域サッカー協会は、ブロック大会終了後、2025年8月29日（金）までに大会報告書を作成して、公益財団法人日本サッカー協会へ送付すること。（締切期日厳守のこと。）
- (4) ブロック大会区分及び代表チーム数は、次表のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年男子	少年男子	少年女子
北海道	北海道	1	1	1
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2	3	2
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	2	4	2
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	2	1
東海	静岡、愛知、三重、岐阜	2	2	2
近畿	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1	2	1
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	2	3	2
四国	香川、徳島、愛媛、高知	1	2	1
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	3	4	3
開催県	滋賀	1	1	1
計		16	24	16

## 6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

総則5に定めるもののほか、次による。

- (1) 各都道府県の成年男子、少年男子及び少年女子の代表チームは、単独、補強または選抜のうち、いずれかの方法により編成すること。
- (2) 成年男子
  - ア 公益財団法人日本サッカー協会定款第50条に基づき制定された「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」第2条及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」第2条に定める登録選手が参加できる。
  - イ 2008年12月31日以前に生まれたものが参加できる。
  - ウ 成年男子代表チームについて、高校2・3年生のみの編成は不可とし、高校2・3年生の登録できる人数は5名以内とする。
- (3) 少年男子
  - ア 公益財団法人日本サッカー協会定款第50条に基づき制定された「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」第2条及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」第2条に定める登録選手が参加できる。



# サッカー競技会

イ 中学3年生を含む2011年4月1日以前に生まれたものから、2009年1月1日以降に生まれたものが参加できる。

(4) 少年女子

ア 公益財団法人日本サッカー協会定款第50条に基づき制定された「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」第2条及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」第2条に定める登録選手が参加できる。

イ 中学3年生を含む2011年4月1日以前に生まれたものから、2009年1月1日以降に生まれたものが参加できる。

(5) 外国籍競技者の参加

外国籍競技者の参加については総則5(1)アを適用する。

(6) 監督

チーム（全種別）の監督は、公益財団法人日本サッカー協会公認指導者ライセンスに基づく、Proライセンス、Aライセンス（日本スポーツ協会コーチ4）、Bライセンス（日本スポーツ協会コーチ3）のいずれかを有するものとする。

## 7 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点の合計とし、その得点の多い都道府県順に順位を決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子 少年男子 少年女子	少年女子	各種別とも、1位64点、2位56点、3位48点、4位40点、5位（4チーム）各20点の競技得点を与える。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会含む）に参加した都道府県に10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を得ながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

## 8 表彰

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の第1位から第5位までの都道府県に、賞状を授与する。

## 9 参加申込み方法

総則8に定めるもののほか、次による。

(1) 参加申込み

参加申込みは、所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスし、必要項目を入力の上、所属都道府県スポーツ協会を通じて、2025年9月4日（木）までに申込み手続きを完了すること。

(2) 締切期限厳守

締切期限以降は所定の Web ページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスできなくなるため、締切期限を厳守すること。

(3) 参加申込み後の変更

参加申込み後の選手・監督の変更は、疾病、傷害の場合並びに特別な場合のみ認めるものとし、その取扱いは次のとおりとする。所属都道府県スポーツ協会を通じて手続きを完了すること。なお、疾病、傷害以外の場合は、公益財団法人日本サッカー協会の審議を経て変更を認めるものとする。

提出期限 （成年男子、少年男子、少年女子）  
2025 年 9 月 30 日（火） 14 時（必着）

提出先

ア 〒112-0004 東京都文京区後楽 1 丁目 4-18 トヨタ東京ビル  
公益財団法人日本サッカー協会 競技運営部  
TEL 03-3830-1809 FAX 03-6368-5587  
Email JGAMES-HQ@team.dnp.co.jp

イ 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目 2 番 1 号  
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局  
（滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 競技第一係）  
TEL 077-528-3324 FAX 077-528-4836  
Email kokusupo-sanka@pref.shiga.lg.jp

ウ （成年男子）  
〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号  
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会事務局  
（東近江市文化スポーツ部 国スポ・障スポ競技課内）  
TEL 0748-24-5675 FAX 0748-24-5571  
Email soccer@city.higashiomi.lg.jp

（少年男子）  
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号  
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局  
（守山市総合政策部 スポーツ振興課内）  
TEL 077-582-1169 FAX 077-582-0539  
Email kokusupo-football@city.moriyama.lg.jp

（少年女子）  
〒520-0805 滋賀県大津市石場 10 番 53 号  
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局  
（大津市政策調整部国スポ・障スポ大会局大会競技課）  
TEL 077-528-0310・0320 FAX 077-522-7766  
Email koku-spo.soccer@city.otsu.lg.jp

なお、所定の文書並びに医師の診断書は、提出期限までに、ア・イ・ウに写しをメールにて提出するものとし、本紙は速やかにアに送付すること。また、公益財団法人日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、別途、所定の手続きにより、参加申込み情報を



修正すること。

## 10 参加上の注意

### (1) ユニフォーム

ア 公益財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規程による。

イ 「チーム名」として必ず都道府県名を表示すること。

ウ ユニフォームは正副2色（シャツ、ショーツ、ソックス、GK用共）を参加申込書に記入すること。参加申込書提出後のユニフォームの変更は認めない。

エ ユニフォームへの広告表示は認めない。

(2) 参加資格に違反したり、その他不都合な行為があった時は、そのチームの出場を停止することもある。

## 11 その他

### (1) 組合せ抽選会

日時 2025年9月5日（金） 午後2時

場所 公益財団法人日本サッカー協会

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4-18 トヨタ東京ビル

TEL 03-3830-1809

### (2) 監督会議（オンライン）

（成年男子・少年男子・少年女子）

日時 2025年9月25日（木） 午後4時

### (3) 表彰式

（成年男子）

日時 2025年10月7日（火） 競技終了後

場所 東近江市総合運動公園布引陸上競技場

〒527-0067 滋賀県東近江市芝原町1503番地

TEL 0748-20-1230 FAX 0748-22-3810

（少年男子・男女総合）

日時 2025年10月7日（火） 競技終了後

場所 野洲川歴史公園（ビッグレイク）サッカー場Cコート

〒524-0212 滋賀県守山市服部町2439番地

TEL 077-584-3366 FAX 077-585-5190

（少年女子・女子総合）

日時 2025年10月6日（月） 競技終了後

場所 皇子山総合運動公園陸上競技場

〒520-0037 滋賀県大津市御陵町4番1号

TEL 077-522-7065 FAX 077-522-7070

◆表彰式次第

成年男子 表彰式	
期日	令和7年10月7日（火）試合終了後
場所	東近江市総合運動公園布引陸上競技場
次 第	
	選手・役員整列
1	開式通告
2	成績発表ならびに賞状授与
3	歓送のことば
4	閉式通告
	選手・役員解散

少年女子・女子総合 表彰式	
期日	令和7年10月6日（月）試合終了後
場所	皇子山総合運動公園陸上競技場
次 第	
	選手・役員整列
1	開式通告
2	成績発表ならびに賞状授与
3	総合成績発表ならびに表彰状授与
4	競技会会長挨拶
5	歓送のことば
6	閉式通告
	選手・役員解散

少年男子・男女総合 表彰式	
期日	令和7年10月7日（火）試合終了後
場所	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）Cコート
次 第	
	選手・役員整列
1	開式通告
2	成績発表ならびに賞状授与
3	総合成績発表ならびに表彰状授与
4	競技会会長挨拶
5	歓送のことば
6	諸旗降納
7	競技会終了宣言
8	閉式通告
	選手・役員解散



# サッカー競技 競技日程

監督会議		(成年男子・少年男子・少年女子) 共通	9月25日 (木)	16時00分	オンライン		
		10月3日 (金)	10月4日 (土)	10月5日 (日)	10月6日 (月)	10月7日 (火)	
東近江市	総合運動公園 布引陸上競技場		1回戦 (成年男子) 第1試合 10:00 第2試合 12:00		準決勝 (成年男子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00	決勝 (成年男子) 3位決定戦 11:00 決 勝 13:30	
	京セラ株式会社 滋賀東近江工場		1回戦 (成年男子) 第1試合 10:00 第2試合 12:00 第3試合 14:00	準々決勝 (成年男子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00			
	東近江市 能登川グラウンド		1回戦 (成年男子) 第1試合 10:00 第2試合 12:00 第3試合 14:00	準々決勝 (成年男子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00			
守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	Cコート	1回戦 (少年男子) 第1試合 9:30 第2試合 11:45	2回戦 (少年男子) 第1試合 9:30 第2試合 11:45	準々決勝 (少年男子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00	準決勝 (少年男子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00	決勝 (少年男子) 3位決定戦 11:00 決 勝 13:30
		Bコート	1回戦 (少年男子) 第1試合 9:30 第2試合 11:45 第3試合 14:00	2回戦 (少年男子) 第1試合 9:30 第2試合 11:45 第3試合 14:00			
		Aコート	1回戦 (少年男子) 第1試合 9:30 第2試合 11:45 第3試合 14:00	2回戦 (少年男子) 第1試合 9:30 第2試合 11:45 第3試合 14:00			
甲賀市	水口スポーツの森陸上競技場	少年男子	少年女子				
		1回戦 (少年女子) 第1試合 10:00 第2試合 12:00 第3試合 14:00	準々決勝 (少年女子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00	準々決勝 (少年男子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00			
大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場	少年女子					
	芝生伊香立公園						
		1回戦 (少年女子) 第1試合 10:00 第2試合 12:00 第3試合 14:00	準々決勝 (少年女子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00	準決勝 (少年女子) 第1試合 11:00 第2試合 13:00	決勝 (少年女子) 3位決定戦 11:00 決 勝 13:30		
		1回戦 (少年女子) 第1試合 10:00 第2試合 12:00					
表 彰 式	成年男子	10月7日 (火)	試合終了後	東近江市総合運動公園布引陸上競技場			
	少年男子	10月7日 (火)	試合終了後	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク) Cコート			
	少年女子・女子総合	10月6日 (月)	試合終了後	皇子山総合運動公園陸上競技場			
	男女総合	10月7日 (火)	試合終了後	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク) Cコート			

サッカー競技 組合せ表

【 成 年 男 子 】

会 場	東近江	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	京セラ滋賀	京セラ株式会社滋賀東近江工場総合グラウンド	
	能登川	東近江市能登川グラウンド			
都 道 府 県 名	10月4日 1回戦		10月5日 準々決勝	10月6日 準決勝	10月7日 決 勝
鹿 児 島 県	1	M-1 東近江 12:00	M-9 京セラ滋賀 13:00	M-13 東近江 13:00	M-16 東近江 13:30
香 川 県	2	M-2 能登川 12:00			
鳥 取 県	3		M-10 能登川 13:00		
青 森 県	4	M-3 京セラ滋賀 14:00			
新 潟 県	5		M-4 能登川 14:00		
神 奈 川 県	6	M-5 京セラ滋賀 12:00			
静 岡 県	7		M-11 能登川 11:00		
千 葉 県	8	M-6 東近江 10:00			
大 分 県	10		M-7 京セラ滋賀 10:00		
滋 賀 県	12	M-12 京セラ滋賀 11:00			
福 島 県	13		M-8 能登川 10:00		
岐 阜 県	14	3位決定戦 M-15 東近江 11:00			
和 歌 山 県	15				
北 海 道	16				

【 少 年 女 子 】

会 場	皇子山	皇子山総合運動公園陸上競技場	伊香立	伊香立公園芝生グラウンド	
	甲賀水口	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場			
都 道 府 県 名	10月3日 1回戦		10月4日 準々決勝	10月5日 準決勝	10月6日 決 勝
静 岡 県	1	YW-1 皇子山 10:00	YW-9 皇子山 11:00	YW-13 皇子山 11:00	YW-16 皇子山 13:30
大 東 京 都	2	YW-2 伊香立 12:00			
北 海 道	3		YW-10 甲賀水口 11:00		
宮 城 県	4	YW-4 伊香立 10:00			
山 口 県	5		YW-5 甲賀水口 12:00		
大 阪 府	6	YW-11 甲賀水口 13:00			
福 島 県	8		YW-6 皇子山 12:00		
新 潟 県	9	YW-14 皇子山 13:00			
鹿 児 島 県	10		YW-7 皇子山 14:00		
福 岡 県	11	YW-12 皇子山 13:00			
山 梨 県	12		3位決定戦 YW-15 皇子山 11:00		
愛 知 県	13				
滋 賀 県	14				
高 知 県	15				
広 島 県	16				



サッカー競技 組合せ表

【 少年 男子 】

会 場	ビッグレイクC	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク) Cコート	ビッグレイクA	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク) Aコート	
	ビッグレイクB	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク) Bコート	甲賀水口	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	
都 道 府 県 名	10月3日 1回戦	10月4日 2回戦	10月5日 準々決勝	10月6日 準決勝	10月7日 決 勝
広 島 県	1	YM-9 ビッグレイクC 9:30	YM-17 甲賀水口 11:00	YM-21 ビッグレイクC 11:00	YM-24 ビッグレイクC 13:30
愛 知 県	2				
千 葉 県	3	YM-1 ビッグレイクA 9:30	YM-18 ビッグレイクC 11:00	YM-22 ビッグレイクC 13:00	
北 海 道	4	YM-10 ビッグレイクB 9:30			
宮 崎 県	5	YM-2 ビッグレイクB 9:30	YM-19 甲賀水口 13:00	YM-20 ビッグレイクC 13:00	
石 川 県	6				
鹿 児 島 県	7	YM-3 ビッグレイクC 9:30	YM-14 ビッグレイクA 14:00	YM-23 ビッグレイクC 11:00	
滋 賀 県	8	YM-11 ビッグレイクC 11:45			
群 馬 県	9	YM-4 ビッグレイクA 11:45	YM-15 ビッグレイクA 11:45	3位決定戦 YM-23 ビッグレイクC 11:00	
宮 城 県	10				
福 島 県	11	YM-12 ビッグレイクA 9:30	YM-16 ビッグレイクB 11:45		
東 京 都	12				
愛 媛 県	13	YM-13 ビッグレイクB 14:00	YM-8 ビッグレイクB 11:45		
京 都 府	14				
熊 本 県	15	YM-5 ビッグレイクA 14:00	YM-6 ビッグレイクB 14:00		
高 知 県	16	YM-14 ビッグレイクA 14:00			
鳥 取 県	17		YM-7 ビッグレイクC 11:45		
青 森 県	18				
茨 城 県	19	YM-7 ビッグレイクC 11:45	YM-20 ビッグレイクC 13:00		
大 阪 府	20	YM-15 ビッグレイクA 11:45			
岡 山 県	21	YM-8 ビッグレイクB 11:45	YM-16 ビッグレイクB 11:45		
長 野 県	22				
静 岡 県	23		YM-9 ビッグレイクC 9:30		
佐 賀 県	24				

## ◆競技の見方・競技規則

以下の二次元コードよりご覧ください。

サッカー | ルールを知ろう! | JFA.jp  
<https://www.jfa.jp/rule/>



競技規則 | 日本サッカー協会  
[https://www.jfa.jp/documents/pdf/soccer/laws\\_of\\_the\\_game\\_202526.pdf](https://www.jfa.jp/documents/pdf/soccer/laws_of_the_game_202526.pdf)





◆都道府県別参加人数

種別	成年男子		少年男子		少年女子	
	参加	人数	参加	人数	参加	人数
北海道	○	15	○	16	○	15
青森県	○	15	○	16		
岩手県						
宮城県			○	16	○	15
秋田県						
山形県						
福島県	○	16	○	16	○	15
茨城県			○	16		
栃木県						
群馬県			○	16		
埼玉県						
千葉県	○	15	○	16		
東京都			○	16	○	15
神奈川県	○	16				
山梨県					○	15
長野県			○	16		
新潟県	○	15			○	15
富山県						
石川県			○	16		
福井県						
静岡県	○	15	○	16	○	15
愛知県			○	16	○	15
三重県						
岐阜県	○	15				

種別	成年男子		少年男子		少年女子	
	参加	人数	参加	人数	参加	人数
滋賀県	○	15	○	16	○	15
京都府			○	16		
大阪府			○	16	○	15
兵庫県						
奈良県						
和歌山県	○	16				
鳥取県	○	16	○	16		
島根県						
岡山県			○	16		
広島県	○	15	○	16	○	15
山口県					○	15
香川県	○	16				
徳島県						
愛媛県			○	16		
高知県			○	16	○	15
福岡県					○	15
佐賀県			○	16		
長崎県	○	15				
熊本県			○	16		
大分県	○	16			○	15
宮崎県			○	16		
鹿児島県	○	15	○	16	○	15
沖縄県						
計	16	246	24	384	16	240